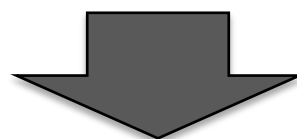


新型コロナウイルス感染が発生した
場合に備えて、
適切な情報開示を行うための事前準備

第1 はじめに

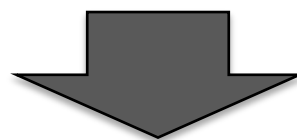
- ◆ 法的観点から、事前準備の場面で大切なことは ・ ・ ・
 - 1 「**情報開示の必要性**」の視点
 - 2 「**個人情報保護・プライバシー保護の必要性**」の視点

「**情報開示の必要性**」

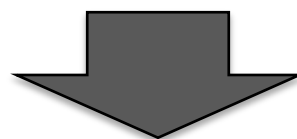


施設内や施設関係者の間で新型コロナウイルスの感染拡大を防止して安全を確保するためには、関係者、行政等に対し、適切に情報を開示・提供することが必要

他方，施設が，感染に関する情報を発信することは，
新型コロナウイルス感染者の個人情報やプライバシー情報を
外部に広めるという一面を持つ。



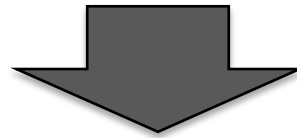
情報を開示するときには，その開示が違法なものにならないように
留意することを要する。



「 個人情報保護・プライバシー保護の必要性 」

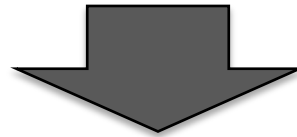
第2 園児・保護者との関係での留意事項

施設内や施設関係者に新型コロナウイルス感染が生じた場合に、速やかに関係者に必要な情報を公表するためには . . .



予め, 情報開示に関する同意書 をもらっておくことが重要

Q では, どのような事項についての同意をもらっておくか？

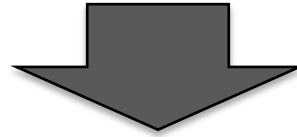


- ① 園児又は同居家族が体調不良によりPCR検査を受けることになった場合に, その事実を関係者に周知し, 保健所・監督官庁などの行政機関に報告すること, について
- ② 園児又は同居家族が受けたPCR検査の結果(陽性の場合も陰性の場合も)を関係者に周知し, 保健所・監督官庁などの行政機関に報告すること, について

※ 「関係者」とは

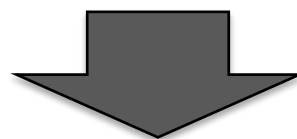
- 他の園児とその保護者
 - 施設職員
 - 実習生
 - 保健所等の行政機関から指示があった人
- などが考えられる。

その他にも、伝えるべきと合理的に考えられる人や機関があれば、それらを含めることも、もちろん可能。



①, ②の前提として, 以下の事項を施設に報告する旨の同意も, もらっておくべき。

- ③ 園児又は同居家族が濃厚接触者となった場合には, その事実について
- ④ 園児又は同居家族が新型コロナウイルスに感染した場合には, その事実について
- ⑤ 園児又は同居家族が新型コロナウイルスに感染しPCR検査を受けることとなった場合には, その事実について
- ⑥ PCR検査の結果について

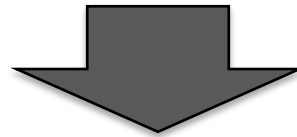


保護者にできるだけ同意書の提出に協力してもらえるようにするためには . . .

- 「 個人が特定されないように配慮して公表します。」
- 公表する内容・程度について, 同意書に記載しておく。

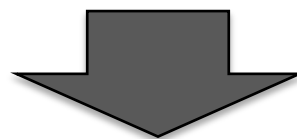
◆ ところで, , ,

Q 保護者に署名をもらうことで, 園児と保護者だけでなく,
その他の同居家族の情報も, もらうことができるのか?

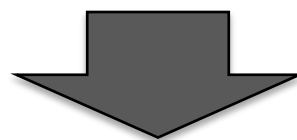


2020年9月時点で, この点について明確に示されている
厚労省等の見解は見当たりませんので, 以下の考え方は,
あくまで私見ですが, , ,

- ・ その同居家族が未成年である場合

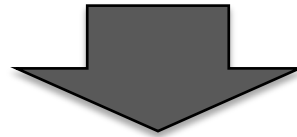


保護者は、その未成年の同居家族の親権者でもある。

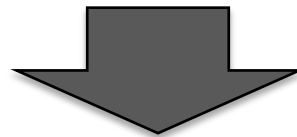


保護者の同意があれば、同居家族の感染状況等を知らせてもらうことに問題はない。

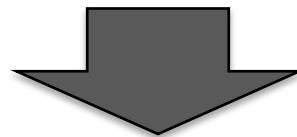
- その同居家族が成人である場合



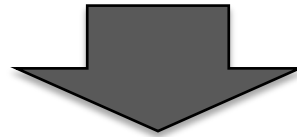
保護者は、その同居家族の親権者ではないので、
未成年の場合と同じような理由付けはできない。



ただ、保護者が同意書の記載内容を理解して署名している
ということからすれば、保護者は、同居家族の了承を得た上で
同意書に署名していると推定できる。



新型コロナウイルスの非常に強い感染力を考慮すると、同居家族の感染状況等も知らせてもらうことは不可欠。



保護者の同意に基づいて同居家族の情報についても知らせてもらうことは可能、と整理するのが相当。
その上で、感染拡大防止に影響のない同居家族の情報（ex.氏名など）は取得しないようにするという運用も考えられる。



今後、国の見解が出されるか注目していただくとともに、行政等に事前確認することをお勧めします。

◆ 他の園児・保護者に公表するときの留意点

「事前準備」という観点からは、
公表するときの連絡文の書式を予め準備しておく
ことが大切。

Q 連絡文にはどのような項目を記載するか？

1 発症などの経過について

- いつから, どのような症状だったか
- 施設が知った日
- 医療機関受診日, 受診結果
- 最終登園日 など

2 今後の対応について

- 近日中に予定されている行事の実施の有無 など

3 行政との連携について

- 行政と連絡を取り対応に当たっていること
- 検査結果が陽性の場合には、臨時休園となる可能性があること

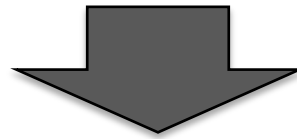
4 園児の健康観察について

- 園児の健康観察を丁寧に行っていくこと
- 自宅でも健康観察を行うことを依頼

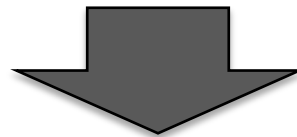
5 情報の取扱について

- 感染した（感染が疑われる）個人に関する情報は一切答えられないこと
- SNSへの投稿などを控えることを要請

Q どの範囲の園児・保護者に公表するか？

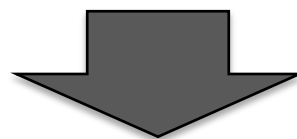


保育施設の場合，小中学校よりも，年齢に関係なく園児同士の接触機会が多いと考えられる。



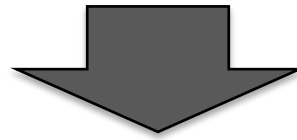
感染者（疑いのある者）の出たクラスや学年だけでなく，
全園児の保護者に公表する必要性が高く，そのような公表も
許されると考えられる。

Q どの程度の情報を公表するか？



個人名の公表はすべきではない。

Q では、園児の年齢は？

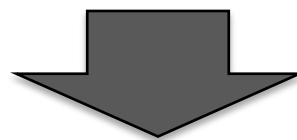


非常に微妙で、公表すべきかどうかのボーダーライン、
どちらの対応もあり得るのではないか。

cf. 小学校で感染者が出たときの情報公表

現時点では、全国一律の対応ではなく、各地の教育委員会により対応がまちまち。

学年・年齢を公表しているところ、公表していないところ、
両方あり。



今の段階では、各施設の実情に即して、公表する内容を
予め決めておき、それを保護者に予め周知しておく、
という対応が適切。